

## 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター業務方法書（案）

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの業務運営等に関する規則（平成 26 年岡山市規則第 号）の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

## （業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により岡山市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

## 第 2 章 業務の方法

## （病院の設置及び運営）

第 3 条 法人は、市の医療政策として求められる救急医療、感染症医療、災害時における医療及び高度医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市内における医療水準の向上を図り、もって市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター定款（以下「定款」という。）第 18 条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

## （法人の行う業務）

第 4 条 法人は、定款第 19 条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 災害等の発生時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

## （緊急時における市長の要求）

第 5 条 法人は、定款第 20 条の規定に基づき、市長から定款第 19 条第 1 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託等

#### (業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

#### (委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

#### (契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとするとともに、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るものとする。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

#### 附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

# 業務方法書について

## 1 業務方法書とは

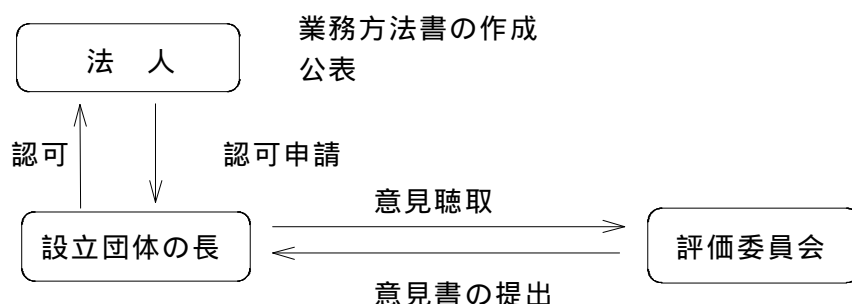
地方独立行政法人（以下「法人」という。）の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。法人は、業務開始の際に業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない。（法第22条第1項）

## 2 評価委員会の意見

市長は、法人が作成した業務方法書を認可する際には、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くことが必要。（法第22条第3項）

これにより、法人による業務執行の中立性・公正性を担保されることとされている。

業務方法書の作成手続き（法第22条第1項、第3項及び第4項）



## 3 業務方法書の記載内容

### （1）法人の業務執行の中立性・公正性の確保のための事項

業務方法書の具体的記載内容は、法令等では特に示されておらず、どのような事項を規定するかは、

法人の具体的な業務方法の要領を記載するものであり、機動性・柔軟性が要求されるものであること

業務方法書の作成及び変更は、設立団体の長の認可限りで発効するものであること

以上2点を勘案し、設立団体の規則に委ねられている。（法第22条第2項）

業務方法書が、法人の他の規程等と異なるのは、市長の認可及び評価委員会の意見聴取が必要とされている点である。

評価委員会の意見聴取が必要とされた趣旨を踏まえ、業務方法書には、法人による業務執行の中立性・公正性を確保するため必要な事項を記載する。

### （2）定款第21条の委任事項

法人の定款第21条において、「法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。」としている。

このことを受け、法人における業務の内容について、基本となる事項を業務方法書に定める。

#### 4 本市の規則で定める業務方法書の記載内容（予定）

- ( 1 ) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- ( 2 ) 業務を委託する場合の基準
- ( 3 ) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- ( 4 ) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

#### 5 業務方法書（案）の記載事項

	記載事項	内 容
総則	目的	業務の方法について、基本的事項を定め、業務の適正な運営に資する。
	業務運営の基本方針	中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。
業務の方法	病院の設置及び運営	定款に定める病院を設置し、運営する。
	法人の業務	定款に定める医療の提供等の業務を行う。
	緊急時の市長等の要求	緊急時の市長等の要求に応じて医療の提供等を行う。 建物の一部や器械等を、職員以外の医師等に使用させることができる。 他から委託し、又は他と連携して業務を行うことができる。
業務の委託	業務の委託	業務の一部を委託することができる。
	委託契約	委託するときは、受託者と委託契約を締結する。
	契約に関する基本事項	契約の締結は、一般競争入札を原則とする。 規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法によることができる。
雑則	規程への委任	その他法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

#### 6 先行市の記載事項

	岡山市（案）	京都市	神戸市	堺市	福岡市
目的					
業務運営の基本方針					
病院の設置及び運営					
法人の行う業務					
緊急時の市長等の要求					
業務の委託					
委託契約					
契約の方法					
経費の執行等					
財産の管理及び運用					
雑則					
附則					